

温泉の採取・施設管理と報告について

「温泉法」及び「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針」により、以下の場合には書面による報告や申請等が必要ですので、該当する場合は東京都環境局に事前相談を行ってください。

1 温泉の採取を行う者に関する事項の変更をする場合

- (1)温泉の採取の許可等を受けた者の住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）又は連絡先の変更
- (2)温泉安全管理者の変更
- (3)採取時災害防止規定の変更
- (4)温泉を採取する場所の土地の所有者の変更

2 温泉採取施設に関する変更等がある場合

- (1)温泉の採取の許可を受けた施設において、可燃性天然ガス対策に関する施設（ガスセパレーター等）の変更をする場合（※）
- (2)しゅんせつやポンプの付け替えを行う場合
- (3)ポンプの吐出量や一日の揚湯量を増加する場合
- (4)温泉の採取を一時的に休止する場合。又は、休止していた施設が温泉の採取を再開する場合
- (5)温泉井戸を廃止する場合

※施設の故障等により一時的に可燃性天然ガス対策に関する施設（ガスセパレーター等）の変更をする場合も必ず事前にご相談ください。

3 温泉採取施設のトラブル等が起きた場合

- (1)可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けた施設において、可燃性天然ガス濃度が温泉法に定める濃度の 90%を超えることを確認した場合
- (2)可燃性天然ガス警報設備が警報を発した場合
- (3)地下水位が低下し、ポンプや地下水位計等の電気機器が温泉井戸中の空気と接触する状態になり、温泉のくみ上げを停止（指針第 30 条第 2 項）した場合

【担当】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都庁第二本庁舎 19 階中央
東京都環境局自然環境部水環境課地下水管理担当
TEL (03) 5388-3547